

## 平成 29 年度障害者虐待防止対策支援事業について

## 1. 実施概要

【目的】障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関する職務に従事するもの又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図る。

【実施体制】市内 11 事業所に虐待防止センターを設置し、業務を実施。

## 2. 平成 29 年度障がい者虐待の現状について

## ① 虐待類型別通報・相談件数の推移

(単位：件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養護者虐待（その他同居家族等も含む）	34	21	24
施設従事者虐待	7	8	2
使用者虐待	2	1	1
計	43	30	27

表 1 虐待類型別通報・相談件数

年間の虐待通報・相談件数は減少傾向にある。

平成 29 年度の件数を虐待類型別にみると、養護者虐待が全体の約 89%を占めている。

## ② ①のうち虐待として認定された件数の推移

(単位：件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養護者虐待（その他同居家族等も含む）	12	8	12
施設従事者虐待	0	0	0
使用者虐待	1	0	1
計	13	8	13

表 2 表 1 のうち、虐待として認定された件数

平成 27 年度から平成 29 年度までの過去 3 年間の推移をみると、障がい者虐待として認定された件数は 28 年度に一旦減少したものの、29 年度は再び増となっている。

③ 養護者虐待について 平成 29 年度 虐待認定件数 12 件

ア 虐待の通報者について

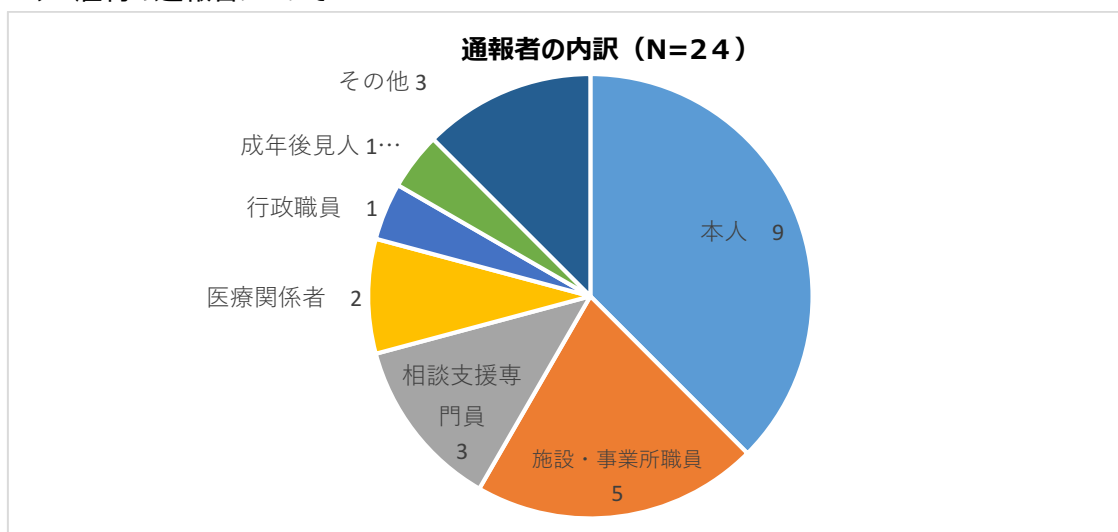


表 2 養護者虐待における通報者の内訳

養護者虐待における通報者は「本人」が 9 件で最も多く、28 年度の 1 件から大幅に増加している。虐待に関する相談支援制度が被虐待者に対して浸透されてきているものと考えられる。

イ 虐待の種類について

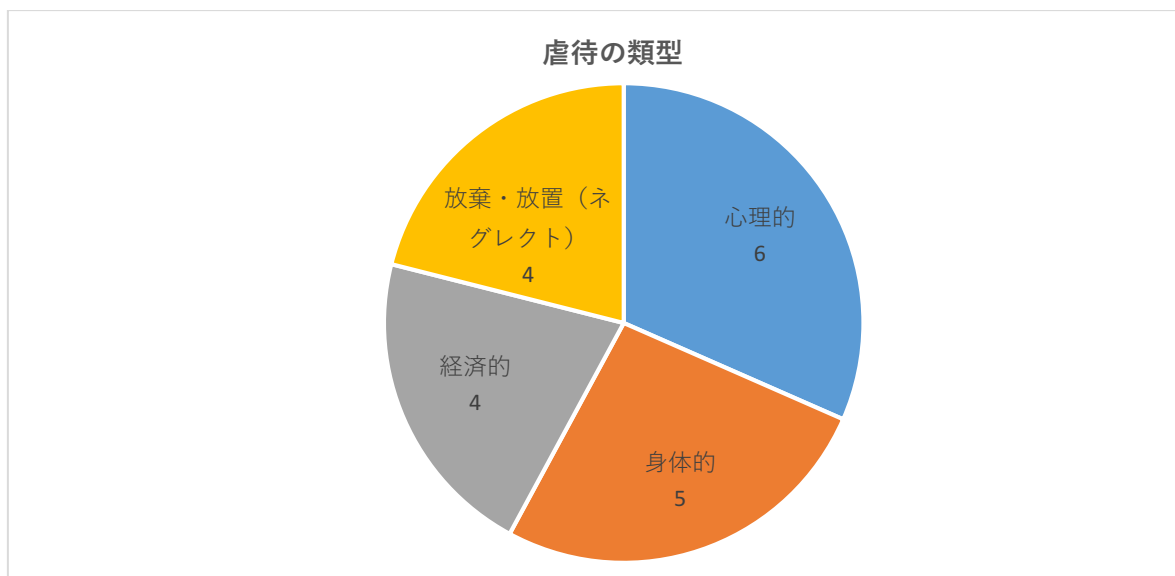


表 3 虐待の種類 (重複あり)

平成 29 年度の虐待の種類では、「性的虐待」以外の虐待がほぼ同数であったが、複数種類の虐待が半数あり、中でも「心理的虐待」と「身体的虐待」等の複数種類が多かった。

ウ 被虐待者の年齢

年齢	人数（人）
18～29 歳	6
30～39 歳	1
40～49 歳	4
50～59 歳	0
60 歳以上	1

表 4 被虐待者の年齢

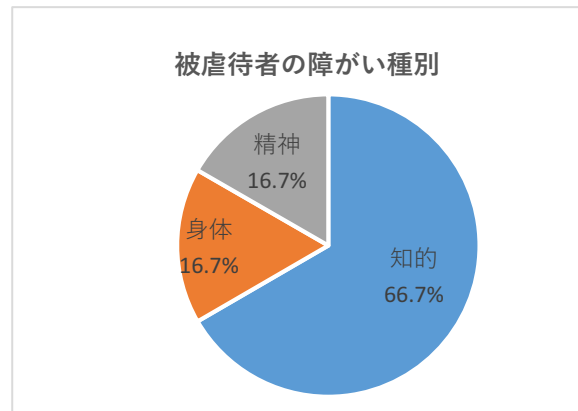


表 5 被虐待者の障がい種別

被虐待者の年齢は幼少期、学齢期の実績はなく、30 代未満と 40 代が多い。障がい種別では、知的障がいが多くなっている。

エ 被虐待者から見た虐待者の続柄

続柄	人数（人）
父	1
母	5
息子・娘	1
兄弟姉妹	4
その他	3

表 6 被虐待者から見た虐待者の続柄（重複あり）

虐待者と被虐待者の関係で、最も多かったのは「母」、続いて「兄弟姉妹」によるものであった。また「その他」は、「祖母」及び「叔母」によるものとなっている。

オ 虐待の要因、環境について

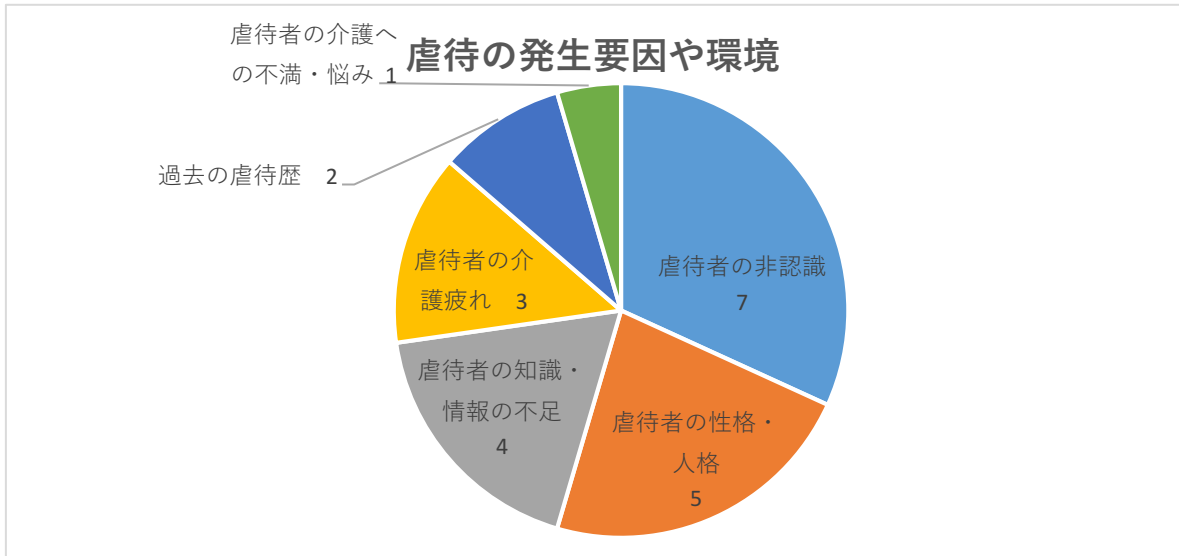


表 8 虐待の発生要因や環境について

表 8 を見ると、「虐待者の非認識」と「虐待者の知識・情報の不足」を合わせると 5 割となっている。虐待者自身が虐待であることを認識していないことや、虐待についての知識・情報を得ていないこと、また、虐待者自身の性格等を起因として虐待が発生していることがうかがえる。

カ 養護者虐待の分離の状況

養護者虐待として認定した件数	12		
うち、分離した件数	5	→	
うち、分離していない件数	7	→	
		契約による障がい福祉サービスの利用	3
		その他（事業所職員宅へ居候、別住居確保により転居）	2
		虐待者への助言・指導	2
		その他（新たな障がい福祉サービスの利用、定期的な見守り など）	5

表 9 養護者虐待の分離の状況

平成 29 年度中に発生した養護者虐待について、分離を行ったケースは 5 件で、措置入所契約による福祉サービスの利用のほか、福祉サービス事業所職員宅への居候、住居確保による転居であった。

また、分離を行っていない場合も、再発防止のための虐待者への助言・指導や定期的な見守りの実施により、被虐待者の安全確保に努めている。

④ 利用者虐待について 平成 29 年度虐待認定件数 1 件

⑤ 虐待案件の終結状況について

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
虐待件数	24	13	8	12
終結件数	16	7	3	5
継続件数	8	6	5	7
終結率	66.7%	53.8%	37.5%	41.7%

平成 26 年度以降の終結率は減少傾向にあり、29 年度は微増とはなったものの虐待件数の過半数には至らず、案件の長期化が続いていることがうかがえる。

また、虐待の状況が安定している場合は見守り体制を確認し、終結会議により終結させることも重要である。制度開始 5 年が経過し、ケース管理のあり方を検討する必要もある。

### 3. 平成 29 年度虐待防止講演会の開催

【日時】平成 29 年 12 月 1 日（金）

平成 29 年 12 月 2 日（土）

【会場】清水区役所 ふれあいホールほか

【内容】「フレームワークを活用した自閉症支援」

1 日目 ①講演 ②ワークショップ

2 日目 ①講演 ②ワークショップ

講師 社会福祉法人つつじ所属（当時）水野 敦之氏

（現社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団 宮崎県中央発達  
障害者支援センター センター長）

【受講者】1 日目 126 名

2 日目 92 名